

## 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案（16件）

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
13	北上市	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	特別支援教育奨励費によるオンライン学習通信費についての補助対象の見直し	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱第3条補助金交付の対象及び補助金の額のうち、別記2特別支援教育就学奨励費補助金(8)オンライン学習通信費について、地方公共団体が賃貸借契約して貸与しているLTE通信が可能な学習用端末の賃貸借料や、それに掛かる通信費を地方公共団体が負担している場合は、現物支給により保護者を援助しているとみなし、特別支援教育奨励費の支給によって援助している場合と同様に、補助対象に含めるよう見直しを求める。	特別支援学校への就学奨励に関する法律第1～4条、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	文部科学省	小田原市、京都市、山陽小野田市、熊本市、宮崎県、宮崎市
24	福岡県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	農村地域防災減災事業における繰越予算の地区間流用の見直し	農村地域防災減災事業を活用して行う、ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る予算について、繰越予算の地区間流用を認めるよう見直しを求める。	繰越額確定後の同一事項内の箇所間(地区間)流用について(令和3年9月6日付け九州農政局事務連絡)、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)、農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知)	農林水産省	岩手県、宮城県、川崎市、長野県、京都府、鳥取県、山鹿市、宮崎県、延岡市、沖縄県
35	相模原市	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	「健全育成のための体験活動事業」に係る補助要件の引下げ	「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」の「健全育成のための体験活動推進事業」について、1泊2日の体験活動についても補助対象とする。	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領(学校を核とした地域力強化プラン)	文部科学省	岡山県、山陽小野田市、熊本市

53	八王子市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定めるポスター掲示場に関する経費の基準額の見直し	国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第8条の2で規定されたポスター掲示場に関する基準に保守管理にかかる費用の項目と地域特性を考慮する項目の追加を要望する。	公職選挙法第263条、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第8条の2	総務省	札幌市、宮城県、相模原市、浜松市、茨木市、熊本市、宮崎市、鹿児島市
104	高知県、徳島県、香川県、愛媛県、高知市	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	養豚に係る畜産クラスター事業における施設整備事業のあり方の見直し	畜産クラスター事業の施設整備事業について、養豚では単年度での事業実施となっていることから、肉用牛・酪農と同様に複数年度での事業実施を可能とするよう見直しを求める。	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領	農林水産省	岩手県、秋田県、長野県、田原市、山口県、熊本市
119	熊本市、高知県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の大学等に係る要件緩和	地域生活支援事業「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」は、対象者に対する修学に係る支援体制を大学等が構築できるまでの間において支援を提供するものとされており、大学等に係る要件として、「大学等において、常時介護をするような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。」とされているが、やむを得ない事情により大学における支援体制の構築が困難であると認められる場合でも、支援対象とすることを可能としていただきたい。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条及び78条、地域生活支援事業実施要綱別記2-24	厚生労働省	宮城県、長野県、寝屋川市
120	熊本市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	重心児通所支援事業所における利用者欠席時の支援方法の見直し	障害児通所支援のうち主として重症心身障害児(以下「重心児」という。)を対象とした児童発達支援を行う事業所における重心児欠席時の対応について、例えば、当該重心児の居宅等を訪問し支援を行った場合には、当該児童に対し通常の児童発達支援を行ったこととして報酬算定を行うなど、重心児に対する柔軟な支援の実施を可能とすること。	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第5項第5号、厚生労働省告示第122号 児童発達支援ガイドライン	厚生労働省	札幌市、宮城県、仙台市、相模原市、長野県、寝屋川市、高知県、大村市

149	広島県、宮城県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	国有農地等事務取扱交付金事業の対象経費である災害復旧工事費につき繰り越し執行を可能とすること	第1号法定受託事務により実施している国有財産の管理に係る経費のための「国有農地等事務取扱交付金」の対象経費である災害復旧工事費について、明許繰越しを可能とするよう求める。	国有農地等事務取扱交付金	農林水産省	長野県、島根県
158	兵庫県	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	私立学校施設災害復旧事業に係る補助要件の緩和	「私立学校建物其他災害復旧費補助事業」及び「私立学校施設整備費補助金」の適用要件について、「公立学校施設災害復旧事業」と同等まで緩和すること。	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、私立学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱、私立学校施設整備費補助金交付要綱	文部科学省	北海道、山形県、茨城県、山口県、長崎県、大分県、宮崎県
162	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、豊岡市、小野市、三田市、たつの市、新温泉町、和歌山県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	防護柵の設置に関する要件緩和及び被災防護柵の復旧事業の補助対象化	シカ、イノシシ等の生息域が拡大していることから、現在は農業被害が生じていない地域も含め、防護柵の迅速な設置を可能とするよう、費用対効果分析の算定方法を見直すなど、採択要件を緩和すること。 豪雨や雪害等の自然災害や野生動物の侵入行為の影響により、国の定める耐用年数(金属柵14年、電気柵8年)よりも早く劣化した防護柵の機能回復・再設置が円滑に進められるよう、防護柵の耐用年数を実状に合わせて見直すとともに、被災防護柵の復旧を補助対象に追加すること。	鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(別記8)	農林水産省	宮城県、白鷹町、神奈川県、可児市、浜松市、防府市、熊本市
186	埼玉県、青森県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	食品衛生申請等システムの機能の見直し	食品等事業者の管理のため、地方公共団体において、「食品衛生申請等システム(以下、本システム)」と、地方公共団体が独自に構築しているシステムで二重管理することが実質的に義務付けられている現状を見直すこと。 例えば、本システムの機能を拡充することや、本システムと地方公共団体が独自に構築しているシステムの自動連携機能を設計することなどが想定される。 その際、さらなる利便性向上のため事業者等と行政がオンラインで双方向でやり取り(報告・通知等)ができる機能を本システムに付加すること。 また、本システムの操作手順が過多で非効率であるため、見直すこと。	食品衛生法第28条、第55条、第57条、食品衛生法施行規則第37条、第67条、第70条の2	デジタル庁、厚生労働省	札幌市、宮城県、水戸市、群馬県、千葉県、文京区、墨田区、目黒区、大田区、練馬区、川崎市、相模原市、京都市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島市、下関市、高松市、福岡県、佐世保市、大分県、那覇市

200	岐阜県、栃木県	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)について、サテライトオフィスやコワーキングスペースなどの受入環境の整備等を促進するため、地方公共団体及び民間事業者の主体性が十分発揮できるよう交付金の対象を拡充すること。	令和3年12月17日付け内閣府地方創生推進室事務連絡「令和3年度補正予算分デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)の取扱いについて」	内閣府	北海道、長野県、可児市、名古屋市、京都府、兵庫県、高松市、福岡県、熊本市	
208	美咲町	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	中山間地域等直接払制度の対象農地の拡充及び畠地の加入要件の緩和	中山間地域等直接払制度の対象農地を拡充すること及び畠地の加入要件を緩和することを求める。	中山間地域等直接支払交付金実施要綱、中山間地域等直接支払交付金実施要領、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用	農林水産省	宮城県、白鷹町、群馬県、前橋市、宮崎県
234	秋田県、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、湯上郡、大仙市、仙北市、藤里町、三種町、八郎潟町、東成瀬村、高知県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地域女性活躍推進交付金の採択において複数年度の計画期間を認めること及び交付要件の緩和	地域女性活躍推進交付金の採択において、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的にできるよう、複数年度分を継続して採択することを認めること。 また、同交付金の「活躍推進型」について、「地域における女性の職業生活の活躍に関連して、必要となる地域における女性活躍に関連する事業」については、「地域における女性の職業生活における活躍推進のための取組」等と併せて実施するという要件に加えて、先進的、先駆的な事業である必要があるとする要件や、事業実施主体における総事業予算の20%以内とするといった要件があるが、これらを緩和し、柔軟で使いやすい制度とすること。	地域女性活躍推進交付金公募要領	内閣府	入間市、神奈川県、長野県、京都市、八尾市、島根県、高松市、沖縄県

235	秋田県、青森県、岩手県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	里親委託されている未就学児が保育所を利用する場合における支援内容の見直し	里親委託されている未就学児が保育所を利用する場合の利用料及び保育所を利用する場合に必要となる実費に係る措置について、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金に係る交付要綱において、幼稚園等を利用する場合と同様の扱いとなるよう定めること。	「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日付け厚生省発児第86号)第4各月の支弁額の算式及び支弁の方法 2措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日付け児家第50号) 1里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて	厚生労働省	札幌市、宮城県、茨城県、高崎市、荒川区、神奈川県、川崎市、浜松市、滋賀県、徳島県、高知県、熊本市、沖縄県
247	特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	次世代育成支援施設整備交付金における産後ケア事業を行う施設の整備に関する補助条件の見直し	次世代育成支援施設整備交付金により市町村等が実施する産後ケア事業を行う施設の整備に関する補助について、地域の実情に応じた事業の実施が可能となるよう、一律の交付基礎点数に基づく基準ではなく、施設の規模や提供するサービスの内容等に応じた補助条件とするよう見直すことを求める。	母子保健法第17条の2、母子保健法施行規則第7条の2~4、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	厚生労働省	川崎市、長野県、浜松市、京都市、熊本市